

# 学校法人中央大学基本規定 (寄附行為) 検討委員会報告

検討委員会委員

木戸口 久 治

## 一、はじめに

学校法人中央大学基本規定の改正問題については、わが法曹会は夙に重大な関心を示し、昭和四四年七月、大学問題特別委員会を設置してその調査研究に当り、昭和四五年一二月と昭和四九年七月の二回にわたり中央大学基本規定検討委員会に対し意見書を提出して強力な進言を行って来たことは、「中大法曹」第二号および第三号に、当時の石井一郎委員長が詳細に報告されているとおりである。従って従来の経過ならびに意見書の内容については右「中大法曹」を御参照願うこととして、ここではその後の検討委員会の審議の経過を報告することとする。

なお御参考までに申し上げますと、検討委員会の委員の数は四一名で、当法曹会よりは谷村唯一郎、荻山虎雄、山本政喜、今井忠男、井出甲子太郎、小木貞一、太田常雄、清水繁一、向江璋悦、山本清二郎、龍前茂三郎、(何れも敬称略)に私の計一二名の委員を出して居り、うち、荻山委員は委員長、山本(政)委員は副委員長、谷村委員は小委員会委員長である。

## 二、各グループの意見聴取

検討委員会は、検討委員会小委員長より委員長に提出された小委員会報告書を中心議題として、昭和四七年一月七日より昭和四九年六月四日まで十数回にわたる検討を重ねてきたが、一応の検討を終った段階で学員会の有力

支部や、中央大学教員ならびに職員等の意見を聴聞することとし、昭和四九年七月一六日の当法曹会の聴聞を皮切りに、昭和五一年九月二八日の中央大学職員の聴聞まで八グループの聴聞を終った。

各グループの意見の要は次のとおりである。なお項目の区分は小委員会報告書の項目区分によることとした。

(一) 総長と学長との関係に関する事項

法曹会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

教員 学校法人中央大学に現行規定による総長を存置することには反対である。現行基本規定第二章は廃止すべきである。

国会白門会 現行基本規定の定める理事長、総長および学長の制度は改変する必要がない。

南甲倶楽部 総長制は現状どおり存置が望ましい。

学員体育会 学校法人中央大学には総長を存置すべきである。

なお少数意見として、大学運営の基本的立場に立って理事長制を強化し、教学統轄者として学長制一本にして強化することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会 総長制は現状どおり存置することが望ましい。

会計人会 総長制を存置することは差支えない。

職員 意見の1、総長制を廃止する。「学長に関する規則」を改め、学長の選出にあたって、全教職員の意思が反映されるよう選出の方法を改める。

意見の2、総長制を存置する。

(二) 役員に関する事項

法曹会 現行基本規定第十条の理事の定員「八名以上十三名以内」を十五名以内と改める必要はない。

定員を十五名以内と改めて第十二条に定める職務上の理事に学部長、事務局長を加えることには反対である。

第十四条に定める事業理事を廃止し、常任理事を複数にすべきである。

教 員 教学の代表として、各学部長を職務上の理事とすることが望ましい。また職員の代表として、事務

局長を職務上の理事とすることが望ましい。

国会白門会 理事会強化の見地から理事の定員を二十五名以内とすべきである。

総長、学長、副学長、図書館長および事務局長は職務上の理事とすべきである。

学部長の職務上理事制には反対である。常任理事は六名以内とすべきである。

理事の任期は四年とすべきである。

南甲倶楽部 理、監事の定数は現状どおりが望ましい。

学員体育会 現行基本規定第十条の定員（八名以上十三名以内）は現行どおりとし、その選任方法も現行基本規定を変更する必要はない。

なお少数意見として、学校法人の理事構成には理事会強化の建前から増員することが望ましいとの意見がある。

白門婦人会 意見書に記載なし。

会計人会 基本規定第十条の理事の定員を八名以上十三名以内を十五名と改めることに賛成である。

職 員 役員の構成について

事務局長を職務上の理事とする。

役員の任期について

意見の1 理事の任期を現行より延長する。

意見の2 理事の任期は現行どおりとする。

(三) 評議員会に関する事項

法曹会 選任評議員の定数について

現行基本規定どおり二百名以内とすべきである。

選任評議員の構成ならびに選任方法について

選任評議員を教職員とそれ以外の学員評議員との同数により構成するものとする案には反対である。評議員会の議決事項について

基本規定第三十三条の評議員会の議決事項から第三号、第五号および第六号を削除することには賛成であるが、第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

同条第六号を諮問事項とすることには賛成である。

教員 評議員会の議決事項について

理事長の諮問機関としての評議員会の本来の位置づけを規定上明確にし、議決事項を重要な事項のみに限定すべきである。

選任評議員の定数、構成、選任方法について

評議員会における議事運営を実質的に責任のあるものとするため、選任評議員の定数は百名以内とする。

また選任評議員の構成は教職員たる評議員と、それ以外の学員評議員と同数とする。

国会白門会

中央大学の法人制を拡充、強化するため、評議員会を重要事項についての議決機関として位置づけるとともに、法人経営を民主化し、数多くの学員を愛校心に目覚めさせ、大学の名声と発展に関与

させるためにも評議員増員が必要である。

評議員の定数を三百名以内とすべきである。

教職員評議員と学員評議員を同数とする必要はない。

#### 南甲倶楽部

評議員の定数は現状どおりが望ましい。

評議員会は諮問機関ではなく議決機関であるべきである。

#### 学員体育会

評議員に関する事項について

現行基本規定どおり二百名以内とする。

選任評議員の構成並びに選任方法については、現段階では現行基本規定を改正する必要はない。

なお選任評議員の推薦方法については今後検討してその改善を図る必要があると考えられる。

評議員の議決事項に関する事項について

評議員会の本来の位置づけはあくまでも議決機関であるべきである。

基本規定第三十三条の議決事項から第三号、第五号を削除することには賛成である。第六号を諮問事項とすることにも賛成である。ただし第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

基本規定第三十五条第一号の改正については小委員会報告書の原案に賛成する。

#### 白門婦人会

評議員の定数について

評議員の定数は現状どおりが望ましい。なお現在評議員の総数二百名中、女性評議員は二名であつて、その比率は僅か一％にしかすぎず、二五万学員総数中、万を超える女性学員が存在する現状に照らし、あまりにも僅少すぎるうらみがある。

評議員の選任について

評議員の選任にあたっては、大支部の実績にこだわらず、従来とかく陽のあたらなかった弱小支部からも人材を登用し、広く意見を徴して学園の民主的運営をはかることを要望する。

評議員会の性格について

評議員会は現行法では理事長の諮問機関でもあり、かつ議決機関でもあるが、現行規定のままです分であり、またそれが限界であると思料する。

会計人会 定員について

現行規定どおり二百名でよい。

評議員の構成並びに選任方法について

現行どおりでよい。

職員 評議員会の性格について

評議員会の機能は、原則として諮問機関とする。

評議員の定数等について

意見の1 選任評議員の定数を一〇〇人以内とする。

意見の2 評議員の定数等については原則として現状どおりとする。

その他の検討事項は省略する。

以上冗長、煩雑を省りみず各グループの意見を列挙したのは、この問題に対して法曹会以外の各グループが、どのような考え方をしているかを知っていたためであった。

以上列挙したところから明らかなおお、基本規定改正に関する学員側の意見は、多少のニュアンスの差はあつ

ても、大筋においてわが法曹会の意見と同一であり、この点において教員ならびに職員側の意見と対立する。従って検討委員会がこのまま審議を続行すれば、いずれの日にか委員全員による採決は免れない状態であった。しかし現在定着しつつある学員と教職員との好ましい友好関係がこのような採決によって損われることは今後の大学運営に重大な影響があり、万難を排して避けなければならぬこととなった。

### 三、検討委員会懇談会の開催

このような事態を察知して、向江璋悦委員は昭和五一年一月二二日開催の検討委員会の席上、各グループの代表による懇談会の開催を提唱された。この懇談会は主として前記の如き学員側と教職員側との意見を調整し、譲歩すべきところは互に譲歩し合い、円満な妥結点を見い出そうとするにであった。懇談会は教員六名、職員一名、法曹会二名、南甲倶楽部二名、学員体育会一名、国会白門会一名、会計人会一名の一四名の外、大学側一名、正、副委員長、小委員会委員長に提唱者の向江委員を加えた一九名で構成され、外に幹事一名を置いた。第一回懇談会は昭和五二年一月一八日開催されたが、席上、向江委員より「基本規定改正問題に関する向江提言」が示され、懇談会はこれをたたき台として討議をすすめることとした。紙数の関係上向江提言を全部掲載することはできないが、その要旨は次のとおりである。

#### (一) 総長制について

総長制は存置する。

総長には中央大学教授を充てる。やむを得ない時には中央大学名誉教授を充てることができる。前項にて総長を選任することが困難な場合には中央大学学長を総長に選任することができる。この場合学長の任期が満了し退職した場合でも総長の任期がある限りその職に止まる。

#### (二) 学部長の職務上理事制について

学部長は職務上の理事にしない。

各学部より理事適任者として推薦された者各一名、職員中より職員が新たに定めた機関を通じ、理事適任者として推薦された者一名合計六名を限度として、理事に選任する。

学部長又は事務職員から推薦されて役員に選任された者が、定年に達し、又はその職を退いた時にも、役員任期中はそのままその職に止まるものとする。

理事の定員を二名ないし三名、監事の定員を一名ないし二名増員する。

(三) 評議員の数およびその配分について

この問題については現行基本規定どおりとする。

第一回懇談会ないし第三回懇談会においては主として総長制の問題が取上げられたが、わが法曹会としては向江提言のうち総長制存置論については評価しながらも総長の被選資格を中央大学教授又は名誉教授に限定し、しかもこれを基本規定に明定することには難色を示した。教職員側からは現行基本規定第四条の「総長は教学に関する事項を主宰し」とあるのは学長の権限と抵触するので、この条項を削除するのであれば概ね向江提言を受け入れるよう検討するとされた。そこで懇談会は種々討論の結果、現行基本規定第四条第二項を「総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改正して「教学に関する事項を主宰し」とあるのを削除し、他方総長の被選資格については、基本規定には規定せず、付帯決議によることとし、しかも総長の被選資格は原則として中央大学教授とするが、例外的に中央大学名誉教授、学員その他の関係者、その他学外一般からも起用し得る含みをもって付帯決議し「総長は原則として中央大学教授のなかから選考するものとする」とすることとした。しかし「総括統理する」との文言については教学側から異論が出され、引続き検討することとなった。その余の各項については今後引続き懇談検討がなされる予定であるが、現在のような教学側と学員側との友好的雰囲気懇談が続けられるならば当初予想されたような対立関係は解消し、円満な基本規定の改正作業が行われることと信ずる。



# 中大創立九〇周年記念事業募金現況報告

募金特別委員会委員長

入江正男

当委員会は、中大法曹会に対する割当額金七五〇万円に対し、昭和五一年七月一五日現在、申込額金七四五万一千円、納入額金六九九万円の実績を残した。

しかしながら、他の有力学員会支部との兼合い上、目標額を金二五〇万円増額し総額一千万円に引上げることが、昭和五〇年度第一回常任幹事会で決定された。

右の決定に従い、昭和五〇年九月二〇日募金委員会が開催され、後藤英三中大法曹会幹事長、入江正男募金委員会委員長以下十二名、事務局二名が集合のうえ次の事項が決定された。

- 一 増額分金二五〇万円は東京三弁護士会において負担する。
- 二 増額分の内金一二五万円を東弁に、一弁及び二弁にそれぞれ金六二万五千円を割合てる。
- 三 増額分募集実施案の立案のため小委員会を編成し、その任にあたる。小委員会は委員長、東京三弁護士会から各一名の連絡責任者を選出し、事務局一名を加えて五名を以て構成する。

右委員会の決定により、左のとおり小委員会のメンバーが決定した。

委員長 入江正男

東弁 阿部三郎

一弁 宮田耕作

二 弁 大西 保

事務局 山崎 源三

小委員会は先ず募金募集状況の現状を把握するため、東京三弁護士会別に、申込者名、申込金額、納入金額の一覧表を作成し、併せて学研連関係の資料も作成することを決定し、その作業を事務局に委ねた。

昭和五一年九月一八日、午後一時から午後三時まで、一弁会議室で募金活動実施要領検討のため小委員会が開催され次の事項が決定された。

一 未納入者には各会個別に交渉する。

二 新たな募金活動として、寄附申込書、中央大学創立九十周年記念事業資金募金委員会作成の趣意書及び中央法曹会からの案内状を会員各位に送付する。

三 右資料は昭和五一年一〇月中に発送する。

右の決定に従い、東京三弁護士会の連絡責任者は、それぞれ各会の委員と協議してその実施に当った。

委員各位の懸命の努力により、昭和五二年三月四日現在左のとおり成果を挙げている。

申 込 額      納 入 額

東 弁   一二九万二千円   一二九万二千円

一 弁   一〇八万円

二 弁   四四万五千円

計   二八一万七千円

二七九万七千円

(三〇〇万) (52.5)

従って、中大法曹会の募金申込額の累計は金一千二六万八千円、納入額の累計は金九七万七千円となった。今後当委員会は金四八万一千円の未納入金の徴収に当る。

## 夢

東京高裁判事

大前邦道

母校文科系四学部の多摩移転というまさに画期的な壮挙を近く迎え、緑の丘にそびえる新施設にふさわしい新中大カラーの形成、教学の改善、充実の方策を、母校百年の歴史をふまえ、教学側、学員共に同じ母校出身者として、真に虚心に考えるべき好機ですが、学員会の強大な在京支部の法曹会でも、直接母校の教学、学生の現状に触れる機会のある人は、母校の役員や学員会の役員である極く少数の方に限られ、他の人はこれを知る機会はありません。昨年から法曹会の小壮気鋭の方々が法職課程特別講座に応援出講され、学生に接しその実状を知られたことはこの点で大いに意義があったと思います。学員の少しでも多くの人が新校舎を尋ね母校の現状に触れ、母校発展の方策を考え、母校との紐帯をより強くするような機会と施設を作って貰いたいと思うのは、私一人の見果てぬ夢でしょうか。

## 法学教育と法律事務の谷間

司法研修所教官  
検事

寺西輝泰

春、司法研修所にも新らしい修習生を迎え、四ヶ月間の前期修習が開始される。この新入生を迎えるにあたり、今年もまた虚しい努力をくり返さなければならないのかと思ひ悩むこのごろである。

一般的に修習生は、観念的・抽象的理論を好み、理論の論理性を追及し、とかく事件の実態を直視しようと思はず、また結論の合理性・妥当性に対する関心が薄い傾向が強い。抽象的・観念的な思考ができることは、法律家として必要なことであり、大学での法学教育もこのような能力の開発・向上に重点がおかれているようである。

ところが、法律事務家は、具体的な社会現象である特定の事件について、その実態に即した合理的で妥当な結論を発見し、その事件を解決することを職務とする。

そこで、法律事務家としての教育は、大学教育で身につけてきた抽象的・観念的な思考態度から、事件の実態を直視し、その実態に即した理論を展開し、合理的で妥当な結論を得ようとする実務家的思考態度への脱皮をさせることから始めなければならぬ。それなのに、大学教育が身にしみ込んだ修習生は、むしろ、実務家的思考態度に拒絶反応を示し、四ヶ月という短期間では、ほとんど効果をあげないで実務修習に送り出すことになるのである。

今年も、大学教育と法律実務の谷間で思い悩まされる時期を迎えようとしている。

## 入試数学と論理性

弁護士 玉田郁生

先ごろの大学問題特別委員会の席上、資質の優れた学生を入学させるために、中大でも入試に数学を課すべしとの意見が出た。論理的思考能力のテストには数学が最適だから、というのがその論拠である。

ところで、私は、ひょんなことから、昨年来東京水産大学で民法・商法を講じ始めた。水大は、水産に関する基礎理論と技術を教える理科系単科大学で国立一期校、教職課程を履修すれば水産・理科・工業等の免許状が与えられるという具合だから、入試科目には当然数学も理科もある。それでは水大生はみな論理的な頭脳の持主ばかりかというと左に非ず。

私は、試験に代えてレポートを書かせる。事例問題数箇を与えて一つを選択させるのだが、「結論がどちらへ転ぼうとも構わない。これに至る論理過程がキチッと書けているか否かを採点する。」と申渡す。こうして提出されたレポート前期・後期併せて約六十通を読んでもみると、この採点基準に照した出来不出来のバラツキは大変なものである。箸にも棒にもかからず、可哀想だが落第点をつけたもの前期一名、後期七名、単位をとり損ねた者五名に上る。六対一の戦死率である。

また、私の依頼者の一人に、旧制一中・一高・東大・某経済官庁と、すべてトップで駆け上った人物が居る。彼は自ら「記憶力は国際級」と称し、遠い昔の些細な事まで「忘れることが出来ない」というのだが、数学は全部まる暗記で通したそうだ。こう見て来ると、数学の出来不出来や好き嫌いと、論理的思考能力の高低との間には、どうも必然的関連性は無いのではないかと思われる。そうでなければ私も困る。大たい中大の入試に数学があったら私は入学し損ねていよう。同様に感じられる方々が割合多いのではなからうか。

## 大学問題特別委員会活動

弁護士 鈴木秀雄

この委員会も昭和四四年の春に設けられてから八年近くになる。母校中央大学は当時熾烈な学園紛争の中にあつた。この紛争の実相とその真因をつまびらかにし速に法の秩序による大学自治の確立をめざし時宜に適した対策を樹てるといふことで、当面の中央大学の諸問題につき調査・研究しその見解を幹事長に報告することを目的として発足した。

委員会は研究会を頻繁に開き各委員も多忙にも拘らず良く出席し大学関係者も招いて熱心に実情を調査し研究していくつかの成果をあげてきた。中央大学基本規定改正に関するわが法曹会の意見書発表もその一つであり、代々木学生寮問題の解決についてもこの委員会活動が寄与するところが大きい。現在研究が進められている母校の法学教育の充実に関する諸方策についてもOBとして大学に効果ある提言のできる日も遠くないであろう。

## 学生の頃から考えていたこと

弁護士 本 間 崇

素質のある学生をより多く入学させる方法の一環として、入学試験の実施方法の改善が現に議論されている。結局は、学力の高い受験生が数多く中大入学を志望すれば、入学者の質的向上は必至なのである。そのためには、司法試験での大量合格の業績や授業内容の充実などのチャージングポイントも欠かせないが、大学受験界でどの位にランクされているかという点は、優秀な受験生を募る上で最も重視されるべき要因であると思う。今や小学校から始まる学習塾ブームに冒されて、入学試験が易しい大学は、いわゆる有名高校や有名予備校の蔑視の対象となっている。であるから、入学試験は、科目数も多く内容も難かしい方がよい。そうすればランクは高まり力のある受験生は自尊心を損われることなく集う。現実はそのようなものだ。嘘だと思ったら法学部だけでも試してみるがよい。志願者数が減って受験料収入がその分だけ減ったとしても、それとは比較にならぬ位のメリットが齎らされるに違いないから。

## 司法試験雑感

弁護士 内野 経 一 郎

学校が荒廃してきて、塾が栄えはじめたという記事をみたことがある。最近、司法試験の為や有料（だいぶ高いようです）勉強会が盛んな様子。これは大学の荒廃のしからしむるところか。

何はともあれ、中大出身合格者の減少は淋しい限りだ。今のうちに何とかしないと失速つい落の運命をたどるぞという危機感をもつのは母校の底力に対する信頼が足りないせいか。

我々の在学中、先生方が、学生に「司法試験ばかりが人生ではない」と水をさして居られた頃、東大の三ヶ月先が司法試験の重要さを説き、早稲田では、動かない学生をあおって、斉藤金作先生が、「司法試験馬鹿」といはれている話をきいていた。

今この「司法試験馬鹿」教授として、早稲田の鈴木教授の名前がきこえてきても、母校に「司法試験馬鹿」といはれる教授の名前をきかないのは愛校心が欠如しているせいなのだろうか。



## 学員のための学員会館の展望

弁護士 大西保

懐しい駿河台から昭和五五年三月迄には、中央大学は完全に多摩丘陵に移転することとなった。二十数万の白門出身者にとっては神田駿河台への名残り尽きないものがある。

駿河台の本拠地を手放しても、尚巨額の借金をかかえて多摩移転を実施する大学にとっては、処分できる資産は換金して借金を減らしたいであろうが、学員の強い要望もあって駿河台の一部に大学会館は残されて学員のための会館として使用すべく、その管理運営について委員を選任して昨年の八月から研究討議されている。

その委員会での結論はまだ出ていないので公表の限りでないが、学員会の発展と学員相互の懇親を深めるためどのように運営したらよいか熱心に考究されている次第である。

わが法曹会支部の中から今井忠男、石田寅雄の両先生のほか三名が参加しているが、昭和五五年の四月頃からは皆さんに大いに利用して頂けるものと期待している。

## 中央大学済美会の学員会支部結成について

弁護士 松 家 里 明

中央大学済美会は中央大学学員会のご承認を得て昭和五〇年一〇月六日学員会支部を創立し、又、翌昭和五一年二月二七日には中央大学学術研究団体連合会（学研連）に加入させて戴きました。

済美会は、昭和一七年四月中央大学予科出身者が中心となって「中央大学冠紘会」という名称のもとに設立された団体であります。戦後その名称を「中央大学済美会」と変更し、今日に至っております。

設立当初は司法試験を目的とした研究団体ではありませんでしたが、昭和二五年、六年頃より司法試験を志す会員が多くなり、現在は法曹を目差す者の研究団体となっております。

私が済美会に入会した昭和二九年当時、済美会の法曹人口はその年の司法試験合格者三名を含めても九名に過ぎませんでした。

しかしその後、大学の暖かいご支援と、諸先輩の大変なご尽力また会員の努力によって小人数の研究団体ではありませんが毎年司法試験の合格者を輩出し今日では法曹人口も一〇〇名を越えるに至りました。

このように済美会が発展することができましたのも、母校のご支援の賜物でありますので、些かなりとも母校の興隆に寄与することを念願して学員会支部を結成し、又なお一層学術の研鑽を積むために学研連に加入させて戴いたのであります。

支部創立総会には、谷村学員会会長を初め崎田中央大学常任理事、入江学研連委員長、他多くのご来賓のご臨席を仰ぎ、済美会支部誕生をお祝いして戴き会員一同深く感謝している次第であります。

又、学研連加入につきましては、全会一致をもって加入のご承認を戴きました上に、昭和五十一年一月一八日には盛大な加入披露パーティまで開催して戴き、大変恐縮している次第であります。

私共済美会の法曹会員は、中央大学法曹会の一員でもありますから、今後、母校及び中央大学法曹会の発展のために、微力ではございますが努力を重ねて行く所存でありますので、今後ともご支援ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

# 中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六條 幹事及び会計監事は總會において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七條 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八條 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十條 總會は定時と臨時に分ち、定時總會は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時總會を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により會議の目的たる事項を示して臨時總會の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

總會においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席者全員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の名候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会には必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

第十七条 本会に事務局をおく。

事務局に関する規定は別にこれを定める。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

## 中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。

## 会員の請求による臨時總會召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

## 幹事候補者選出規程

第一条 この規定は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する總會の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うも



のとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

## 中央大学法曹会役員、委員等名簿（昭和五十一年度）

一、中大法曹会顧問、役員等

(1) 顧 問

石井 一郎	石田 寅雄	今井 忠男	荻山 虎雄	大塚 喜一郎
柏原 語六	兼平 慶之助	金子 文六	坂井 改造	谷村 唯一郎
藤井 暹	円山 田作	山本 清二郎	山本 政喜	八島 三郎

(2) 参 与  
龍前茂三郎  
堂野達也  
清水繁一  
井出甲子太郎  
松井宣

(3) 幹事長  
遠藤利一郎  
小木貞一  
戸田宗孝  
松島政義  
向江璋悦

馬越旺輔  
橋本三郎  
米田為次

(4) 副幹事長  
小池金市(東弁)  
安原正之(東弁)  
依田敬一郎(一弁)  
木戸口久治(二弁)

(5) 幹事 (○印は常任幹事)  
大前邦道(裁判所)  
岩下肇(検察庁)

(東京弁護士会)

○赤坂正男  
○阿部三郎  
秋山邦夫  
雨宮真也  
秋知和憲

浅見昭一  
石井嘉夫  
岩田満夫  
佐伯弘  
○内野経一郎

○栄沢忠幸  
遠藤和夫  
○太田常雄  
川島仟之助  
伊東正

○日下文雄  
○九木野利光  
後藤英三  
小池金市  
○児島平

小林宏也  
○紺野稔  
篠原千広  
鈴木秀雄  
高木茂

滝沢国雄  
玉田郁生  
菅沼隆志  
中村茂八郎  
○縄稚登

野島良男  
原山庫佳  
浜秀和  
日野久三郎  
平岡高志

藤井光春  
本間崇  
森田洲右  
山本忠義  
安原正之  
(副幹事長)

(第一東京弁護士会)

○入江 正男

梶原 止

○倉田 雅充

斎藤 岩次郎

○斉藤 素雄

○信部 高雄

柴田 徹男

田口 邦雄

深沢 勝

○松家 里明

宮田 光秀

宮田 耕作

柳沢 義信

山田 賢次郎

吉本 英雄

(副幹事長)

依田 敬一郎

吉田 勸

山崎 源三

(事務局次長)

(第二東京弁護士会)

(事務局次長)

荻野 陽三

小野 道久

大塚 功男

○大西 保

内山 弘

(副幹事長)

川坂 二郎

笠井 盛男

木戸口 久治

坂本 建之助

○斉藤 兼也

三枝 信義

鈴木 清二

鈴木 近治

多田 武

○中津 靖夫

○野宮 利雄

藤光 功

雪下 伸松

(裁判所)

(事務局次長)

(副幹事長)

秋吉 稔弘

浅香 恒久

○小川 泉

○大前 邦道

酒井 雄介

佐野 昭一

瀬下 貞吉

土田 勇

寺尾 正二

柳原 嘉藤

(検察庁)

(副幹事長)

新井弘二 岩下肇 押谷靱雄 佐野真一 栗本六郎

○佐藤忠雄 末永秀夫 中津川彰 藤本一孝 水原敏博

三上庄一

(6) 会計監事

中井宗夫(東弁) 小田切秀(一弁) 村山芳郎(二弁)

(7) 事務局

事務局長 安藤章(東弁)

事務局次長 亀井忠夫(東弁) 山崎源三(一弁)

大塚功男(二弁) 浅香恒久(裁判所)

二、大学問題特別委員会委員

◎印委員長

(東京弁護士会)

安藤章 岩田満夫 市橋千鶴子 内野経一郎 栄沢忠幸

太田常雄 荻山虎雄 亀井忠夫 久木野利光 小池金市

児島平 紺野稔 ◎日下文雄 鈴木秀雄 高木茂

滝沢国雄 玉田郁生 縄稚登 浜秀和 藤井光春

本間崇 森田洲右

(第一東京弁護士会)

入江正男 梶原止 倉田雅充 小屋敏一 小坂志磨夫  
信部高雄 深沢勝 山崎源三 山田賢次郎

(第二東京弁護士会)

依田敬一郎  
石井一郎 今井忠男 大西保 荻野陽三 笠井盛雄  
木戸口久治 坂本建之助 鈴木近治 中津靖夫 松井宣

(裁判所)

浅香恒久 大前邦道 小川泉 高木典雄 土田勇

(検察庁)

岩下肇 中津川彰 西村常治 水原敏博 三上庄一

三、中大創立九〇周年記念事業募金特別委員会委員

(東京弁護士会)

△阿部三郎 石田寅雄 小林宏也 佐伯弘 篠原千広  
平岡高志

(第一東京弁護士会)

◎入江正男 △宮田耕作 吉田勸 吉本英雄

(第二東京弁護士会)

△大西保 荻野陽三 野宮利雄 松井宣

◎印委員長 △印連絡委員

(裁判所)

佐野昭一 高木典雄

(検察庁)

竹村照雄

四、会報編集委員会 ◎印委員長

堤 淳一(東弁) 西林経博(東弁) 深沢 守(一弁)

若林秀雄(一弁) ◎内山 弘(二弁) 小野道久(三弁)

土田 勇(裁判所) 岩下 肇(検察庁)